

鹿児島市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度の運用について

建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度の運用については、鹿児島市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領に定めるもののほか、下記のとおり行うものとします。

記

1 対象業務

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務

2 最低制限価格〔税抜き〕の算出

(1) 制限割合

制限割合は次のとおりとする。

① 測量業務	10分の8.2
② 建築及び土木関係の建設コンサルタント業務	10分の8
③ 地質調査業務	10分の8.5

(2) 最低制限価格〔税抜き〕の算出

① 測量業務及び設計業務からなる業務

最低制限価格〔税抜き〕は、測量業務価格〔税抜き〕に10分の8.2を乗じて得た額と設計業務価格〔税抜き〕に10分の8を乗じて得た額を合計した額の千円未満を切り捨てた額とする。

② ①以外の業務

最低制限価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

3 実施時期

令和元年6月1日以降に指名通知を行う業務の入札から適用する。